

船舶事故調査報告書

令和6年4月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|-------------|--|
| 事故種類 | 乗揚 |
| 発生日時 | 令和5年7月12日 10時32分ごろ |
| 発生場所 | 兵庫県姫路港網干第1区 網干防波堤灯台から真方位014°470m付近 (概位 北緯34°46.4′ 東経134°36.5′) |
| 事故の概要 | ケミカルタンカー第二十二日興丸は、出航中、浅所に乗り揚げた。 |
| 事故調査の経過 | 令和5年7月19日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済 |
| 事実情報 | |
| 船種船名、総トン数 | ケミカルタンカー 第二十二日興丸、524トン |
| 船舶番号、船舶所有者等 | 143067、林船舶株式会社、日興海運有限会社 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、三級（航海） |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | 船底に擦過傷 |
| 気象・海象 | 気象：天気 曇り、風向 南南西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期 |
| 事故の経過 | <p>本船は、船長ほか5人が乗り組み、酢酸約450tを積載して船首約2.4m、船尾約3.7mの喫水で、船長が単独で手動操舵に当たり出航した。</p> <p>船長は、GPSプロッターを作動させ、離岸後、約4ノットの対地速力で南東進を始め、港外に向けて右転しようとしたところ、右舷方の岸壁から本船の予定針路を横切るように東進して出航する小型船を認め、これまで姫路港では小型船が停船して本船を先に出航させていたので、小型船が停船した後に右転しようと思い、南東進を続けた。</p> <p>船長は、小型船が停船する気配がなかったので、主機を中立運転として汽笛により短音1回を吹鳴して注意を促したが、小型船は停船せず、惰力で南東進を続ける本船の船首方を通過して行った。</p> <p>船長は、小型船が船首方を通過した後、船首方にある‘姫路市西浜化学岸壁の北西部に沿って幅約100m、長さ約200mに渡り拡延する水深約2m以下の浅所’（以下「本件浅所」という。）に接近していることに気付き、右舵一杯として全速力後進としたが間に合わず、本船が本件浅所に乗り揚げた。</p> <p>船長は、自力で離礁できなかったので会社に報告し、タグボートの手配を依頼した後、118番通報を行った。</p> <p>船長は、姫路港の入出港経験が何度もあり、本件浅所の存在を知っていたが、小型船の動向が気になっていて、本船の船位確認を十分に行うことができず南東進を続け、本件浅所に接近していることに気付</p> |

| | |
|--------------|--|
| | <p>くのが遅れたので、小型船を認めた際、すぐに大きく減速するか、停船すれば良かったと本事故後に思った。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p> |
| 分析 | <p>本船は、出航中、船長が、港外に向けて右転しようとした際、船首方を右舷方から横切る体勢の小型船が停船してから右転しようと思ひ、小型船の動向に意識を向けて南東進を続けたことから、本件浅所に接近していることに気付いて右舵一杯、全速力後進としたものの、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、これまで姫路港では小型船が停船して本船を先に出航させていたことから、小型船が停船して本船を先に出航させると思ひ、南東進を続けたものと考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、本船が、出航中、船長が、港外に向けて右転しようとした際、船首方を右舷方から横切る体勢の小型船が停船してから右転しようと思ひ、小型船の動向に意識を向けて南東進を続けたため、本件浅所に接近していることに気付いて右舵一杯、全速力後進としたが間に合わず、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、特定の船舶だけに意識を向けることなく、周囲の状況を確認し、GPSプロッターを適宜活用して適切に船位の確認を行うこと。 ・ 船長は、相手船が自船に気付いていると思ひ込まず、相手船の状況を適切に把握し、十分に余裕のある時機に汽笛信号の吹鳴、停船や大幅な減速等を行うこと。 |

付図1 事故発生経過概略図

